

○農林水産省令第 号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後				改正前			
別表第一(第一条関係)				別表第一(第一条関係)			
区	分	農林水産植物	備考	区	分	農林水産植物	備考
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	カキツバタ		(略)	(略)
ホソバダイセイ		<i>Isatis tinctoria</i> L.	工業作物	(新設)		(新設)	(新設)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	パッションフルーツ		(略)	(略)
キリ		<i>Paulownia Sieb. Et Zucc.</i>	林木	(新設)		(新設)	(新設)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	コケモモ		(略)	(略)
カノコソウ		<i>Valeriana fauriei</i> Briq.	工業作物	(新設)		(新設)	(新設)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。